

計画変更の手続きについて

計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手するまでに
計画変更の確認済証を受けて下さい。

①提出書類（以下の書類を添付して下さい）

正本に添える図書は、当該図書の設計者の記名及び押印が必要です。
※必要部数については特定行政庁や構造計算適合性判定の有無で
変わりますので別途ご相談下さい。

- 建築確認事前審査願書
- 計画変更確認申請書（建築物 規則4号様式）第1面～6面
- 建築計画概要書（規則3号様式）※1部のみ
- 委任状（代理者が申請する場合）
- 附近見取図【変更がない場合でも添付】
- 配置図【変更がない場合でも添付】
- 計画変更一覧表（変更リスト、変更した内容を箇条書きで記入し、必要に応じて
番号を記入し、図面にも反映して下さい）及び計画変更部分の床面積表（各階毎に明記）
【変更項目が少ない場合は不要です（第1面の計画変更の概要欄に記入下さい。）】
- 計画変更する部分の変更後・変更前の図面
（変更後図面には変更部分をマーカー等（蛍光ペンはお控え下さい）で色分けして下さい。）
- 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（写）【構造計算書添付の場合】
- 構造計算概要書【構造計算書添付の場合】

【注意事項】

- ・総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特定行政庁と相談し、
了解等を得て下さい。
（公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様）
- ・事前協議（福まち等）・消防協議の変更協議は申請前にお問い合わせ致します。
- ・調査報告書・照会用資料が必要な場合があります（事前に特定行政庁へご確認下さい。）

②確認検査手数料について

- ・確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）
基本的には当該計画の変更に係わる部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、
当該増加する部分の床面積）の床面積を用いて算定します。
- ・計画変更の内容によっては、建築面積、開口部の面積部分等による場合があります。
【当社は計画変更床面積算定準則（H11.4.28.建設省住指発第202号）に則り算定しています。
具体的な内容についてはご相談下さい。】